⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、平成21年12月21日（月曜日）から平成22年１月12日（火曜日）までに、試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。
イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留によるものとし、平成22年１月12日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　試験手数料
ア　試験手数料は、11,400円とし、試験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、試験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、平成22年２月18日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局又は地方厚生支局に問い合わせること。
６　合格者の発表　試験の合格者は、平成22年３月31日（水曜日）午後２時に厚生労働省及び地方厚生局又は地方厚生支局にその受験地、受験番号を掲示して発表する。
７　手続及び問い合わせ先　試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局又は地方厚生支局

試験地	所在地
北海道	北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060―0808　電話番号011（709）2311　ＦＡＸ番号011（709）2704
宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア　東北厚生局　郵便番号980－8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330―9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048(601)1326
愛知県	愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461―0011　電話番号052（971）8831　ＦＡＸ番号052（971）8861
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155
香川県	香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎　四国厚生支局　郵便番号760―0019　電話番号087（851）9565　ＦＡＸ番号087（822）6299
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（474）2244

８　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年12月１日（火曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

診療放射線技師試験委員の公告

第62回診療放射線技師国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

試験委員長	本田　浩		
副委員長	三橋　紀夫		
委員			
	井上　優介	岩元新一郎	大西　英雄
	小倉　泉	楫　靖	勝田　昭一
	熊谷　孝三	熊代　正行	齋藤　秀敏
	笹井　啓資	澁谷　均	島本佳寿広
	竹原　康雄	土井　司	中村　泰彦
	西澤　徹	橋本　順	平野　浩志
	福村　明史	保科　正夫	村松　禎久
	望月　輝一		

第56回臨床検査技師国家試験の施行

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）第12条の規定により、第56回臨床検査技師国家試験を次のとおり施行する。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

１　試験期日　平成22年２月24日（水曜日）
２　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
３　試験科目　医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学
４　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第15条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床検査技師養成所において、３年以上、法第２条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年３月23日（火曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業した者（平成22年３月23日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑶　医師若しくは歯科医師（⑵に掲げる者を除く。）又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者
⑷　次のいずれかに該当する者であって、大学、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床検査技師養成所において、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの（平成22年３月23日（火曜日）までに修了する見込みの者を含む。）。ただし、次のいずれかに該当する者であって平成元年12月31日までに臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素臨床検査技術、医用電子工学概論及び看護学総論の各科目を修めたものに対しても、受験資格を認める。
ア　大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者（平成22年３月23日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
イ　獣医師又は薬剤師（アに掲げる者を除く。）
ウ　大学（旧大学令に基づく大学を除く。）において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者（平成22年３月23日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
エ　大学において医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、微生物学、医動物学、情報科学概論、検査機器総論、医用工学概論、臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。）及び臨床免疫学の各科目を修めて卒業した者（平成22年３月23日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）。ただし、平成元年12月31日までに大学において、生理学、解剖学、病理学、微生物学及び生化学の各科目を修めて卒業した者に対しても、受験資格を認める。
オ　外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者
⑸　外国の法第２条に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
⑹　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第10条の規定により学校教育法第90条第１項の規定